

Microsoft 広告契約

利用者の事業の本拠地がアメリカ合衆国(以下「米国」といいます。)に所在している場合は、拘束力を有する仲裁合意および集団訴訟の権利放棄(第 12 条)をお読みください。当該条項はどの様に紛争が解決されるかに影響します。

本 Microsoft 広告契約(以下「本契約」という)は、利用者の Microsoft 広告のアカウントに名前が記載された個人または企業(以下「貴社」または「利用者」という)と第 19 条に明記された Microsoft 法人(以下「Microsoft」または「当社」という)との間の、Microsoft 広告(以下「Microsoft 広告」という)(<https://about.ads.microsoft.com> およびその後継リンク(以下「Microsoft 広告サイト」という)を参照してください)に関する契約を指します。疑義を避けるために詳述すると、Microsoft 広告テクノロジ サービス(<https://about.ads.microsoft.com/en#ad-technology> を参照)には、本契約の規定は適用されません。利用者は、Microsoft 広告に登録し、もしくはその発注をし、または本契約の変更に関する通知受領後に Microsoft 広告を継続利用することで、本契約を受諾したことになります。本契約は、これらの契約条件に加え、「広告掲載オーダー」(利用者が広告のために当社にする発注)、Microsoft 広告サイト上の Microsoft 広告のその時点で最新の規則および必要条件、および <http://go.microsoft.com/fwlink?LinkId=398341> にある当社のポリシー(以下「Microsoft 広告ポリシー」と総称)、ならびに、お客様の主な事業拠点が米国にある場合は「仲裁契約および集団訴訟の権利放棄」(Arbitration Agreement and Class Action Waiver)により構成されます。Microsoft 広告契約の英語版は、他の言語への翻訳版に優先されます。貴社が他企業(以下「広告主」という)を代理して広告を発注するために Microsoft 広告を利用している場合、貴社は、広告主を代理する権限を有し、広告主に本契約を遵守する義務を負わせていることを表明および保証し、かつ、これらの契約条件で貴社を指す規定はかかる広告主にも適用されるものとします。貴社が本契約を広告主に遵守させない場合、貴社は、契約上または契約以外の紛争または如何なる性質のクレームも含め、広告主が本契約のもとで負うべきであったあらゆる義務を履行する責任を有します。Microsoft は、Microsoft 広告サービスの一環として、広告主固有の情報を貴社および広告主と共有することができます。

第 1 条 Microsoft 広告 利用者の Microsoft 広告の利用は、本契約のすべての条件に従うものとします。 利用者は、ログインの条件、第三者によるキャンペーンの管理、利用者のキーワードとターゲットの決定、利用者の広告キャンペーンによってユーザーが誘導された先、ならびに、それらの誘導先において広告される製品およびサービスを含め、利用者のアカウントのセキュリティおよびその利用について利用者単独で責任を有します。 当社は、(a) Microsoft 広告の機能、または、(b) 広告および検索結果が公表される加入ウェブサイト(当社のパートナーに関するより詳細な情報は、<https://help.ads.microsoft.com/apex/index/3/en-us/52031> で提供されています) Microsoft 広告は、貴社が Microsoft およびそのパートナーに広告の体裁を整える自動化ツールを利用する権限を付与する広告のプラットフォームです。 Microsoft およびそのパートナーは、特定の製品やオプションの機能 Microsoft の Clarity サービス(<https://clarity.microsoft.com/terms> など)を提供し、貴社が広告を選別もしくは生成するのを支援する形もありますが、かかる提供は、それらの製品や機能に個別に適用される追加の利用条件に貴社が(オンライン上のクリックスルーロードまたは UI 内の通知などにより)同意することが条件となる場合があります。 貴社は、そのようなオプションの製品もしくは機能またはその両方の使

用を承認する義務を負わず、場合に応じて、それらの製品もしくは機能またはその両方の利用をオプトインまたはオプトアウトすることもできます。 ただし、利用者がかかる製品もしくは機能またはその両方を利用した場合、利用者は広告につき単独で責任を負います。 利用者は、当社が提供する Microsoft 広告サービスのレビュー、ベータまたはその他発表前の機能（以下「レビュー」という）の利用を選択できます。レビューは、サポートなしで、完全なテストがされていない機能を含む場合があります。利用者が Microsoft のサービス（レビューを含む）に対するフィードバック（以下「提案」という）を Microsoft に提供する場合、利用者は、Microsoft およびそのパートナーに対して、当社のサービスの向上または促進を含め、当社の社内用途で当該提案を使用する権利を許諾するものとします。 お客様は、当社の合理的な要請を受けた場合、お客様による本契約の遵守を実証するのに合理的に必要なすべての情報を当社に提供するものとします。

第 2 条 本コンテンツの利用とモデレーション 利用者は、当社に対して、(a) Microsoft が開発、所有、もしくは運用する、または、Microsoft のパートナーが頒布する製品、Web サイト、アプリケーション、ソフトウェア、もしくはサービス（以下「Microsoft オファリング」という）上で、本契約に関連して当社に提供された利用者の広告素材およびフィード データ（以下「本コンテンツ」という）および利用者による Microsoft 広告の利用に関する他の一定の情報を複製、上演、展示および送信する権限、(b) Microsoft オファリング上で表示するために本コンテンツについてフォーマットの変更、編集、改変、集計、二次的著作物の作成を行う権限、ならびに、(c) 適用される法律、裁判所命令、またはその他の政府もしくは規制当局の命令による義務に基づき、本コンテンツおよび利用者による Microsoft 広告の利用に関するその他の情報を開示する、およびその他の形でこれを提供する権限を付与します。 ただし、本コンテンツには会社データ（以下に定義される）は含まれません。 貴社は、この権限を付与するにあたり、本コンテンツに関して、この権限を付与するために必要かつ十分な権利、権限および許可をすべて有していることを保証します。 当社は、法律による義務を含めて、当社が必要と考える範囲まで利用者の本コンテンツをレビューし制限する権利を留保します。 当社のコンテンツ レビュー・モデレーション プロセスに関するより詳細な情報については、Microsoft 広告ポリシーに記載しています。

第 3 条 禁止事項 利用者は、直接または間接を問わず、次の行為をしないものとします。(a) 適用法または本契約に違反する方法によって Microsoft 広告にアクセスし、もしくはこれを利用し、または Microsoft 広告用の本コンテンツを当社に提供すること、(b) 自動的、欺瞞的その他無効なインプレッション、照会、クリック、またはコンバージョンすること、(c) Microsoft 広告から広告関連の情報へのアクセス、照会、その他収集、コピー、複製、頒布、公の実演もしくは公の展示のために自動化手段、スクレイピングまたはデータ抽出を利用すること、(d) Microsoft 広告運営の妨害を試みること、(e) Microsoft 広告のあらゆる点のリバース エンジニアリング、または Microsoft ソースコードの発見もしくは暴露または広告のあらゆる部分へのアクセスを妨げるもしくは制限するために用いられる措置の迂回もしくは回避を行う可能性のある行為を行うこと、または、(f) ウィルスやマルウェア、害意のあるソフトウェアコードを含み、拡散し、または拡散する結果をもたらす Microsoft 広告にアクセスし、もしくは利用し、または、Microsoft 広告用に本コンテンツを当社に提供すること。 本第3条の執行は、Microsoft の裁量による場合に限られますが、本条が執行されないケースがあつたとしても、それ以外のケースにおいて本条を執行する権利を当社が放棄したものとはみなされないものとします。

第 4 条 支払 利用者は、利用者が選択する支払方法・フォームを使って利用者のアカウントに関する連して生じた全ての費用を支払います。 利用者様の請求とお支払いのオプションに関するより詳細な情報については、<https://help.ads.microsoft.com/apex/index/3/en/n5014> を参照してください。利用者は、請求が利用者のアカウントに掲示された後60日以内に請求に関する疑義を申し立てなければなりません。いずれの当事者も、相手方に支払義務がある税金に対して責任を負いません。利用者は、適用法のもとで徴収が認められている売上税、付加価値税、印紙税または類似の税金を支払わなければなりません。Microsoft は、利用者が当社に提供する有効な免除証書が適用される税金を徴収しません。 利用者が当社になす支払に対し税金の控除が必要な場合、利用者は、それを控除して、税務当局に当該税金を支払うことができます。利用者は、当社が外国税額控除または返金を請求するために必要とされる正式な控除の受領書および合理的に要求されるその他の書類を当社に提出するものとします。また、適用法のもとで可能な限り税金が最小額となる様に合理的な努力をするものとします。利用者が請求のオプションとして前払いを選択される場合、該当する場合には、当該前払いには付加価値税を含むものとします。

第 5 条 保証の不存在、責任の限定。 当社は、Microsoft 広告その他の品質または有用性に関して如何なる表明もしません。また、適用法上認められる限りにおいて、如何なる保証(商品性、特定の目的への適合性、非侵害、当業者の努力を含む、明示的、黙示的、法律上その他の保証)もしません。利用者は、利用者自身のリスクで Microsoft 広告にアクセスし、利用するものとします。当社の運用およびサービスはすべての面において「現状有姿」、「不具合を含む」、「提供可能な限度」です。適用法上認められる限りにおいて、いずれの当事者も、請求の理由を問わず、本契約に関する如何なる特別損害、付随損害、派生損害、懲戒的損害、懲罰賠償またはその他の間接損害(データの喪失や利益の逸失を含みます。)について、予測可能か否かに関わらず、責任を負いません。いずれかの当事者の相手方およびすべての第三者に対する最大累積賠償責任額は、(a) 本契約に関するすべてのクレームに関しては 5000 ドルに限定され、(b) 前記の (a) に反しない範囲で、任意のクレームに関しては、当該クレームが発生した広告キャンペーンについて、利用者が本契約に基づき当社に支払った額とします。 本第5条のいずれも、(y)利用者の支払義務もしくは第6条、または、(z)不正行為もしくは重過失から生じる各当事者の責任には適用されません。

第 6 条 補償 利用者は、本コンテンツ、利用者の Microsoft 広告の利用、または本契約の利用者の条件違反から生じるまたはこれらに関連する第三者(利用者が広告主を代理して本契約を締結した会社の場合は当該広告主を含みます。)によるあらゆるクレーム、要求、訴訟、もしくはその他の権利主張ならびにその結果としての判決、和解および支出(弁護士の報酬および費用を含む)から当社(および当社の取締役、役員、従業員、関係会社および代理人)を防御し、これらを補償します。

第 7 条 期間および救済の限定 本契約は、利用者が本契約を受諾したときに発効し、本契約第11条に沿った書面通知により即時に終了されるまで継続します。 いずれの当事者も隨時、書面通知により、如何なる理由によってもまたは理由なしに本契約ならびに利用者の Microsoft 広告への加入を即時に終了することができます。 第 2 条、第 4 条から第 18 条まで、および前文におけるお客様の保証は、契約終了後も存続します。

第 8 条 Microsoft 広告ユーザーデータ 利用者と当社との間において、当社は、Microsoft オンラインプロパティ、アプリケーションおよびその他の技術、たとえば当社のタグ、ピクセルまたはその他の独自のトラッキングコードから収集するユーザー情報(以下「Microsoft 広告ユーザーデータ」といいます。)を含む、当社の広告サービスに関するユーザーから収集するすべての情報を保有し、管理します。 Microsoft は、リターゲティングおよびコンバージョンを含め(もしあれば)、Microsoft 広告を提供するために当該 Microsoft 広告ユーザーデータを使用します。利用者は、Microsoft が、Microsoft 広告ユーザーデータを、当社のサービス向上を含め、当社自身の目的のために使用することを理解し、承認します。更に、Microsoft は、Microsoft 広告ユーザーデータを、報告およびパフォーマンス分析に関する目的のために使用することができます。当社は、利用者の Microsoft 広告を使用する結果として収集される Microsoft 広告ユーザーデータに含まれ得る個人データ(以下に定義します。)を、個人を特定しうる形式で、他の広告主または第三者と共有しません。当該 Microsoft 広告ユーザー データが個人データである限りにおいて、当社は、<https://www.microsoft.com/en-us/privacy/privacystatement> にある Microsoft のプライバシーに関する声明に記述された通りに当該データを収集、使用、および開示します。

第 9 条。利用者のプライバシーおよびデータに関する義務。

- a. 利用者は、利用者の広告キャンペーンによって Microsoft 広告ユーザーが誘導された先で、オンライン プライバシー ポリシーへの明白なリンクを維持し、各ポリシーが本契約ならびにすべての適用法、規則、ガイドラインおよび業界標準に適合することを保証します。これには、米国の連邦および州のデータ保護法、EU 一般データ保護規則 (Regulation (EU) 2016/679)、e プライバシー規則 (規則 2002/58/EC)、ならびに個人データとプライバシーに関する関連法域のその他すべての同等の法律および規制(以下「データ保護法」という)が含まれますが、これらに限定されるものではありません。利用者がユニバーサル イベント トラッキング (UET) 機能 (<https://help.ads.microsoft.com/apex/index/3/en-us/53056>) を使用する場合、または、それ以外の方法で Microsoft に個人データを開示する場合、利用者は当該オンライン プライバシー ポリシー(および利用者がポリシーを維持している場合に限り利用者の Cookie ポリシー)において、Microsoft 広告を提供するために Microsoft がユーザーの個人データを収集または受領するという事実を開示し、かつ、Microsoft のプライバシーに関する声明 (<https://www.microsoft.com/en-us/privacy/privacystatement>) へのリンクを提供するものとします。
- b. 利用者による Microsoft 広告製品およびサービスの使用が、データ主体の個人データ(機密性の高い個人データを含む)の処理を伴う場合、利用者は、データ保護法および適用される Microsoft 広告ポリシーの要求に従い、かつ、データ保護法および同ポリシーが規定する方法で、かかる個人データを処理する責任を負うものとします。たとえば、欧州経済領域および英国、またはデータ保護法が個人データの処理および/または UET タグの有効化のための法的根拠として同意を要求する他の法域においては、利用者は、利用者のプロパティで UET タグを有効化し、および/または Microsoft に個人データを開示する前に、適用されるデータ保護法で規定される方法で同意を取得しなければならないものとします。利用者は、データ保護法または本契約(Microsoft 広告ポリシーを含みま

す。)に違反して機密性の高い個人データを処理するために Microsoft 広告を使用してはならないものとします。

- c. 「個人データ」とは、特定されたまたは特定可能な自然人に関する情報、および該当する場合は特定可能な既存の法人に関する情報を意味します。特定可能な自然人とは、直接または間接的に、特に識別子(たとえば、氏名、ID 番号、位置データ、オンライン識別子)を参照すること、または、当該自然人の物理的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的もしくは社会的同一性に固有の一以上の要素を参照することで特定できる個人をいいます。「機密性の高い個人データ」とは、以下の事項のいずれかを含む、またはそれを開示する個人データを意味します。人種的もしくは民族的出自、宗教的信念、過去、現在または将来の精神的もしくは身体的な健康状態(米国の「医療保険の相互運用性と説明責任に関する法律」に基づき保護されるものを含みますが、これに限定されません。)、性生活、性的指向、政治的意見、国民または移民としての地位、遺伝データ、個人を一意に特定する目的のための生体データの処理、政府識別子、対象者が子どもと知りながら収集した個人データ、および／または個人データまたはその他の現地の同等事項の「機密性の高いデータ」もしくは「特別カテゴリ」という用語に与えられたその他の意味を意味します。
- d. **会社データ** Microsoft 広告の一部の機能では、利用者の顧客により焦点を当てたターゲティングまたはリマーケティングを可能にするために、会社データを使用するオプションが提供されています。これらの機能の使用を選択した場合、これらの機能に関連して利用者が Microsoft に提供する会社データは、利用者にこれらのサービスを提供するため、または、その他の形で法律により認められる場合にのみ使用されます。会社データに個人データが含まれる範囲において、Microsoft 広告は、データ保護法に基づき適用される義務に適合するとともに、カリフォルニア州消費者プライバシー法(その後の改正法を含めて以下「CCPA」といいます)に基づき「企業(business)」に義務付けられたものと同じレベルのプライバシー保護を提供するものとします。Microsoft 広告では、当社が本9条(d)号に基づく制限および当社の義務を理解しており、当社として自らの義務を遵守できなくなった場合に利用者に通知することを認めています。 合理的な書面の通知を受け取ったときは、当社は、本契約に基づき(または当社のその他の判断に基づき)CCPA の適用される条項に当社が準拠していることを示すための情報を提供するために合理的かつ適切な措置を取るものとし、当社がかかる個人データについて不正な使用をしていることを利用者が発見した場合には、必要な場合に、かかる不正な使用とされる事項を是正するために利用者と協力して合理的かつ適切な措置を取るものとします。「会社データ」とは、形式または媒体を問わず、Microsoft 広告によってまたは Microsoft 広告を通じて貴社から直接または間接に収集、アップロード、その他の方法で受領される、本コンテンツ以外の情報またはデータおよびその他のコンテンツを意味します。 疑義を避けるために記すと、会社データには、(a)会社データの分析または処理、(b)貴社の Microsoft 広告の使用、または(c) Microsoft 広告ユーザーデータから得られた情報、データ、その他のコンテンツは含まれません。利用者は、(i) Microsoft が本契約に従って Microsoft 広告を提供し、その権利を行使し、その他サービスを提供するために必要または有用な場合、ならびに(ii) Microsoft の製品、サービスおよび社内業務の改善、維持およびサポートのために匿名化された形式

でのみ使用する場合、会社データに関するあらゆる権利および許可を Microsoft に取消不能な形で許諾します。

- e. **データ要件。** 貴社は、貴社および Microsoft 広告を利用する貴社の関連会社、従業員または請負業者（以下、総称して「相手先」）が 28 C.F.R. § 202.211. 相手方が 28 C.F.R. § 202.211. 貴社は、「政府関連のデータ」、または Microsoft が相手方に「アクセス権」を付与している「大量の米国の機微個人データ」に関して、相手方が、かかるデータの「データ仲介」を伴う「対象データ取引」（すべて 28 C.F.R. part 202 に定める定義によります）に関与しないよう徹底するものとします。

第 10 条 変更。 当社は、本契約の重要でない変更については、事前通知なく隨時行うことができます。本契約の重要な変更については、当社は少なくとも 15 日前に事前通知をします。あらゆる変更は、将来に向けて適用されるものとし、変更の発効後に Microsoft 広告を利用することは利用者が当該変更を受諾したことを意味します。 利用者が変更を承諾されない場合、利用者は Microsoft 広告の利用を中止しなければなりません。当社は、隨時、Microsoft 広告ポリシーを、利用者への通知なしに、将来に向けて変更することができます。

第 11 条 通知 当社は、利用者から示されたeメールアドレス宛のeメールによって利用者に通知を送付することができます。 eメールにより利用者に対してなされた通知は、送信時に通知の効力を生ずるものとします。当社は、[Microsoft 広告契約](#)または [Microsoft 広告ポリシー](#)の変更について、Microsoft 広告サイト上に当該変更を掲示することにより利用者に通知します。利用者が当社に対して通知を行う場合、利用者は、first class mail (第一種郵便) にて以下の住所宛てに郵送するものとします。

宛先 : Microsoft Advertising Legal and Corporate Affairs
Microsoft Corporation
One Microsoft Way
Redmond, WA 98052 USA

第 12 条 利用者の事業の本拠地が米国に所在する場合における拘束力ある仲裁合意および集団訴訟の権利放棄 当社は紛争が決して生じないことを希望しますが、紛争が生じた場合には、利用者と当社は、60 日間、当該紛争を非公式に解決すべく試みることに合意します。 紛争が解決できない場合、貴社と当社は、裁判所における裁判官または陪審員による訴訟を提起するのではなく、米国連邦仲裁法のもとで米国仲裁協会（以下「AAA」といいます。）による拘束力のある個別仲裁によることに合意します。 公平な仲裁人により解決が図られるものとします。 特定の者が代表権・代理権を持って行う集団訴訟、集団仲裁（class-wide arbitration）、市民・公共の利益を代理して提起される訴訟（private attorney-general action）およびその他の手続きは認められません。 すべての当事者の合意なしには、各手続きを組み合わせて行うことも認められません。

「仲裁合意と集団訴訟の権利放棄」の全文は、より詳細な規定を含み、

<https://about.ads.microsoft.com/en-us/resources/policies/class-action-waiver-and-binding-arbitration> に記載されています。利用者と当社は、「仲裁合意と集団訴訟の権利放棄」（Arbitration Agreement and Class Action Waiver）に合意します。内容をご確認ください。

第 13 条 利用者の事業の本拠地が欧州経済領域または英国に所在する場合における紛争解決。紛争が発生した場合、利用者と当社は 60 日間にわたり、(Microsoft 広告ポリシーに基づき生じた紛争に関して定められたプロセスによるものを含めて) 非公式に解決するよう試みることができます (ただし、かかる義務は負わない)。 非公式に解決できない場合、貴社と当社は、紛争を CEDR 紛争解決センター(Centre for Effective Dispute Resolution)の調停に付し、CEDR 紛争解決センターが(調停人を確保することができ、当該調停人がその役割を務める意思がある場合において)調停人を指名すること、または貴社と当社が共に同意する別の調停人を指名することに合意することができるものとします。 調停人が関与する場合、調停費用については、利用者と当社がそれぞれ合理的な割合を負担することに合意します。 利用者と当社がかかる負担割合について合意できない場合、調停人が決定します。

第 14 条 利用者の事業の本拠地がインドに所在する場合における紛争解決 本契約に関して、または本契約に起因して生じた紛争または請求は、1996年インド仲裁法(Indian Arbitration Act, 1996)に基づく仲裁に付され、当該仲裁により終局的に解決するものとします。仲裁は、仲裁手続の準拠法であるシンガポール国際仲裁センター(以下「SIAC」といいます。)の規則に定められた手続に従って行われるものとし、当該規則は本契約の一部であるものとみなされます。かかる仲裁における仲裁裁判所は、SIAC の会長が選任する 1 人の仲裁人で構成されるものとします。仲裁の言語は英語とし、仲裁の裁判地および開催地はニューデリーとします。仲裁人の決定については、終局的なものであって、拘束力があり、かつ争うことができないものとし、インドまたはその他の地において、判断の基礎とすることができます。

第 15 条 準拠法および紛争解決地

利用者の事業の本拠地が米国またはカナダに所在する場合、本契約、および本契約に起因または関連する契約外の義務、その違反に関する請求、利用者の Microsoft 広告の使用、広告掲載の申込み、利用者の広告、その価格、利用者の購入取引または請求については、抵触法の原則にかかわらず、利用者の事業の本拠地が所在する国または地域の法令が適用されるものとします。ただし、仲裁に関するすべての事項については連邦仲裁法が適用されます。

利用者の事業の本拠地がヨーロッパ、中東、またはアフリカ(以下「EMEA」といいます。)に所在する場合、本契約、および本契約に起因または関連する契約外の義務、その違反に関する請求、利用者の Microsoft 広告の使用、広告掲載の申込み、利用者の広告、その価格、利用者の購入取引または請求については、抵触法の原則にかかわらず、アイルランド法が適用されるものとします。

利用者の事業の本拠地がインドに所在する場合、適用のある法令により認められる最大限の範囲において、当事者は、裁判所に対して訴訟・請求等(形式を問いません。)を提起する権利およびその他裁判所の手続を利用する権利を放棄するものとします。本契約および本契約に起因または関連する契約外の義務、その違反に関する請求、利用者の Microsoft 広告の使用、広告掲載の申込み、利用者の広告、その価格、利用者の購入取引または請求については、抵触法の原則にかかわらず、インドのニューデリーの法律が適用されるものとします。 適用のある法令により認められる最大限の範囲において、当事者は、裁判所に対して訴訟・請求等(形式を問いません。)を提起する権利およびその他裁判所の手続きを利用する権利を放棄するものとします。

利用者の事業の本拠地が米国、カナダ、EMEA およびインド以外に所在する場合、本契約および本契約に起因または関連する契約外の義務、その違反に関する請求、利用者の Microsoft 広告の使用、広告掲載の申込み、利用者の広告、その価格、利用者の購入取引または請求については、抵触法の原則にかかわらず、米国ネバダ州の法令が適用されるものとします。

紛争を解決する場。本契約、または本契約に起因もしくは関連する契約外の義務、その違反に関する請求、利用者の Microsoft 広告の使用、広告掲載オーダー、利用者の広告、その価格、利用者の購入取引もしくは請求に起因または関連して裁判となる紛争が発生した場合、専属管轄裁判所は、(a) 利用者の事業の本拠地が EMEA に所在する場合はアイルランドの裁判所、(b) 利用者の事業の本拠地がインドに所在する場合はインドのニューデリーの裁判所、(c) 利用者の事業の本拠地がカナダに所在する場合はカナダのオンタリオの裁判所、または (d) 利用者の事業の本拠地がその他の地域に所在する場合は米国ワシントン州キング郡の州裁判所もしくは連邦裁判所とします。利用者は、裁判地または不便な裁判地に訴訟が提起されたことを理由として当該裁判所の手続に対し異議を申し立てる権利を放棄するものとします。

第 16 条 通商法の遵守。 Microsoft の製品、ソフトウェア、技術およびサービス（以下「品目」という）は、米国とその他の国の輸出規制の対象となる可能性があります。各当事者は、品目の輸出入に適用されるすべての法律および規制（以下「通商法」という）ならびに Microsoft 企業行動規範（<https://www.microsoft.com/en-us/legal/compliance>）に詳述されたグローバル法令遵守規範を遵守するものとします。貴社は、Microsoft が適用される通商法に違反するような行動をとてはならず、その関係会社にもとらせてはなりません。Microsoft は、履行を継続すると通商法に違反することになる、または通商法に基づく制裁もしくは処罰の対象になるリスクがあると合理的に判断した場合、通知を行うことなく直ちに本契約を一時停止するか、解除することができます。貴社は、自身および自身の関連会社による本条の遵守につき、引き続き責任を負います。

第 17 条 腐敗防止法。 貴社は、(i) 誠実に事業活動を行い、(ii) 適用されるすべての腐敗行為防止法、および贈収賄、汚職、不正確な帳簿や記録、不適切な内部統制、マネー ロンダリングを禁止するその他の法律を遵守するものとし、(iii) 貴社およびその代表者は、直接または間接を問わず、(a) 事業を獲得もしくは維持するため、または不当に便宜を確保するために、政府役人またはその他の人物に対して、何らかの行動や意思決定に不当に影響を及ぼすことを目的として、金銭もしくはその他の有価物を提供するとの申し出、約束、許可、またはそれらの贈与をしないこと、および (b) 事業を獲得もしくは維持するため、または不当に便宜を確保するために、何らかの行動や意思決定に不当に影響を及ぼすことを目的として、特定の人物からの金銭もしくはその他の有価物の要求、受領、または受納をしないことを約束し、(iv) Microsoft の代理として不正な表明も確約も行うことなく、(v) 贈収賄および汚職を防止し検出するために合理的に計画され実施される、適切な従業員研修および内部統制を含むコンプライアンス プログラムを維持し、(vi) 貴社の下請業者および供給業者に対して、商取引上の合理的な努力をもって本契約に含まれる要件と同様の腐敗防止要件を求めるものとします。

第 18 条 一般条項。 各当事者は相手方に対し独立した契約者であり、相手方を代理する権限または相手方を法的に拘束する権限を有さず、本契約は、両当事者間にその他の関係性（たとえば、

雇用、パートナーシップ、代理またはフランチャイズ)を構築するものではありません。本契約に基づく権利の如何なる一部の不執行・不行使も、権利放棄とはみなされず、書面による権利放棄のみを有効とします。お客様は、本契約の全部または一部を当社の同意なく譲渡することはできず、本第 18 条に違反する譲渡は一切無効とします。上記を条件として、本契約は、当事者の承継人および譲受人に対して効力を有するものとします。裁判所または仲裁人が、本契約の一部について、本契約書に記載されたとおりには効力を有さず、当社が権利を行使することはできないと決定した場合、当社は、当該規定について、関連する法令のもとで許容される範囲において、類似の規定内容に置き換えることができるものとします。もっとも、かかる場合においても、本契約のその他の規定は変更されません。「拘束力ある仲裁合意および集団訴訟の権利放棄」の第 h 条は、上記第 12 条(拘束力ある仲裁合意および集団訴訟の権利放棄)の一部が違法または執行不能であると判定された場合について定めており、「拘束力ある仲裁合意および集団訴訟の権利放棄」の第 h 条と本第 18 条の内容が矛盾する場合であって、かつ利用者の事業の本拠地が米国に所在している場合は、「拘束力ある仲裁合意および集団訴訟の権利放棄」の第 h 条が本第 18 条に優先して適用されます。本契約に規定されたすべての権利および救済手段は、その他の権利および救済手段の行使を妨げるものではありません。本契約は、この主題に関する両当事者間の完全なる合意であり、従前または同時に行われたあらゆる意思表示を統合し、本主題に関する両当事者間の従前のすべての合意に優先します。

第 19 条 Microsoft 法人。「Microsoft」とは、利用者の事業の本拠地が (a) インドに所在する場合には、Microsoft Corporation (India) Private Limited (Level 10, Tower C, Epitome, Building No. 5, DLF Cyber City, Phase 3, Gurugram 122002 – Haryana, India) をいい、(b) ブラジルに所在する場合には、Microsoft do Brasil Importação e Comércio de Software e Video Games Ltda. (CNPJ 登録番号: 04.712.500/0001-07 (Av. Presidente Juscelino Kubitscheck 1909, Torre Sul, 18 Andar, conj. 181 – Vila Nova Conceição, CEP: 04543-907 São Paulo/SP Brasil)をいい、(c) EMEA またはアジア太平洋(中国および台湾を除きます。以下「APAC」といいます。)に所在する場合には、Microsoft Ireland Operations Limited(One Microsoft Place, South County Business Park, Leopardstown, Dublin, Ireland 18, D18 P521)をいい、(d) 台湾に所在する場合には、Microsoft Taiwan Corporation(18F, No. 68 Sec. 5, Zhongxiao E. Rd, Xinyi District, Taipei City, 11065, Taiwan)をいい、上記以外の場合には、Microsoft Online, Inc.(6880 Sierra Center Parkway, Reno, NV 89511 USA)をいいます。

Microsoft 広告契約の更新に関する情報については、[変更ログ](#)を参照ください。